

令和6年度 東京都集団指導

高齢者虐待防止と権利擁護

(公財)東京都福祉保健財団
東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター

高齢者虐待防止法の理解

- 高齢者の尊厳保持、権利利益の擁護が目的
 - 虐待者への処罰規定はない
 - 処罰は別の法律で行われる
- 養護者による虐待の対応は**区市町村**
地域包括支援センターが専門機関として対応の中核を担う
- **養介護施設従事者等による虐待**については、**区市町村・都道府県が対応**
 - 65歳未満の養介護施設入所者等障害者を含む



「養介護施設・事業所」と「従事者等」の範囲

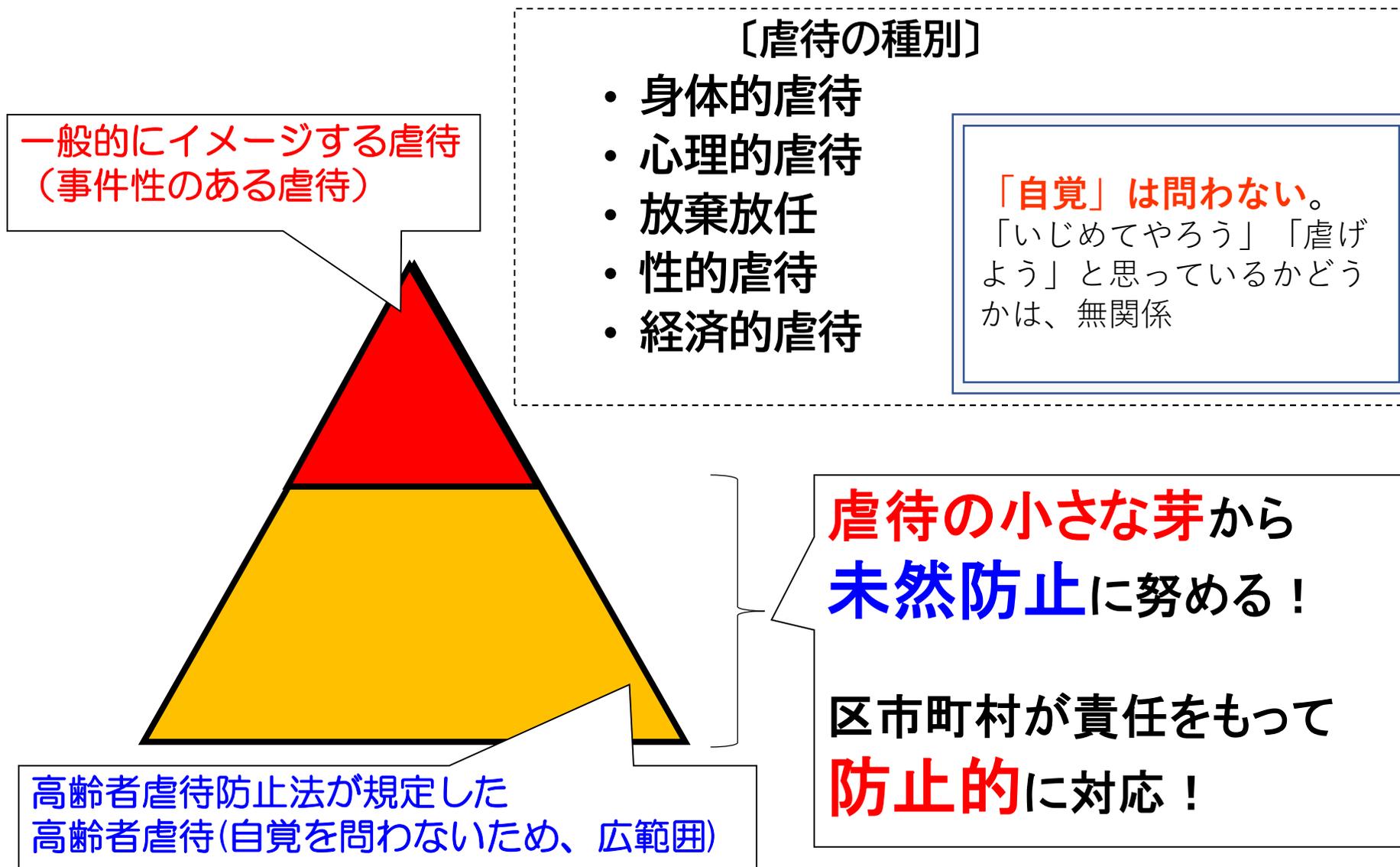
	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> •老人福祉施設 •有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> •老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の（※）業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> •介護老人福祉施設 •介護老人保健施設 •介護療養型医療施設 •介護医療院 •地域密着型介護老人福祉施設 •地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> •居宅サービス事業 •地域密着型サービス事業 •居宅介護支援事業 •介護予防サービス事業 •地域密着型介護予防サービス事業 •予防介護支援事業 	

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

サービス付き高齢者向け住宅の大部分は有料老人ホームに該当
 また、未届有料老人ホームであっても、有料老人ホームとみなして対応することになっている（出典：厚生労働省『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』令和5年3月）



高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方



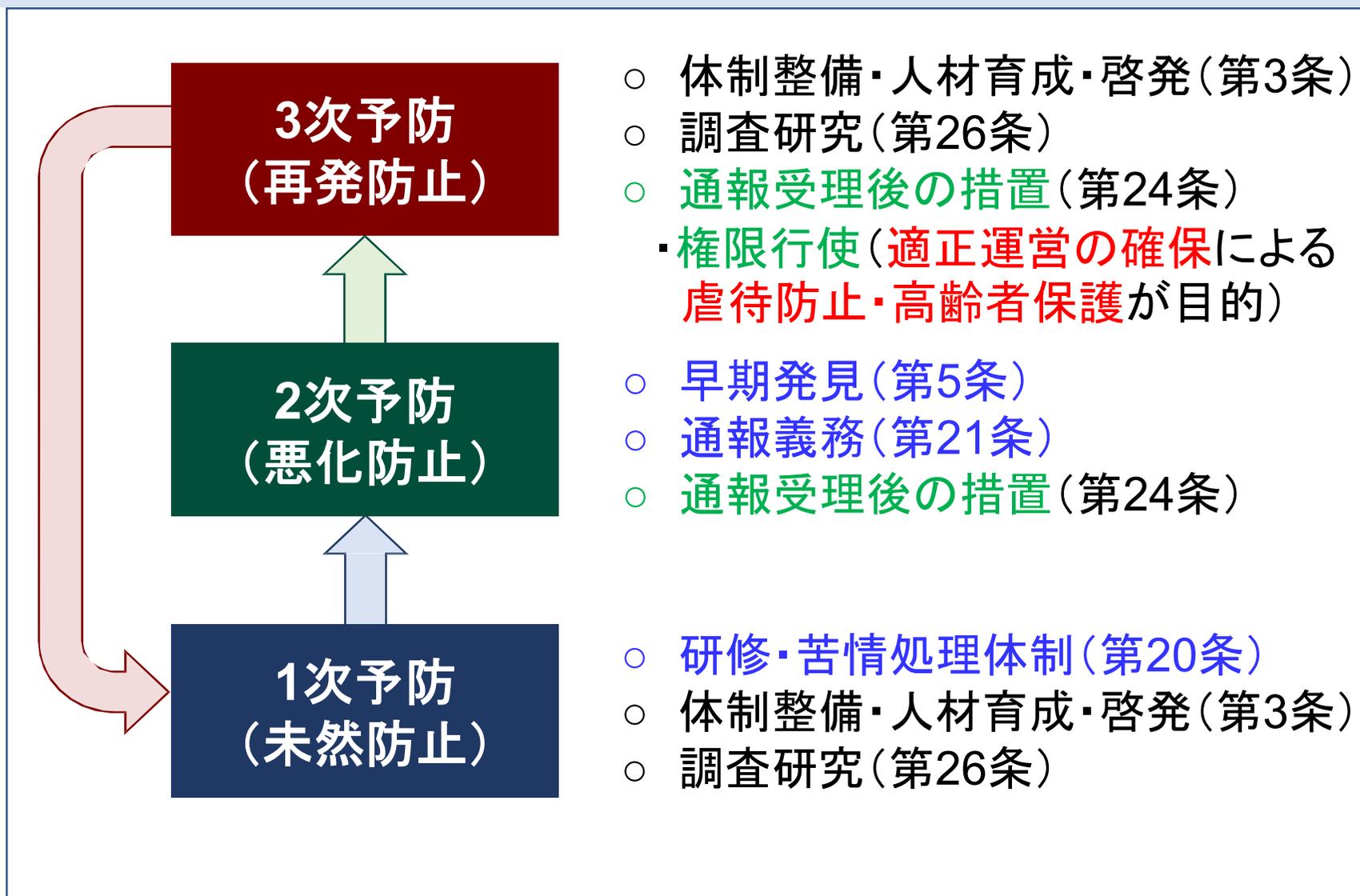
高齢者虐待防止法において 施設・事業所に課せられている義務等

- 高齢者虐待防止法第20条によって、施設・事業所に下記の責務が課せられている
 - 研修の実施
 - 苦情対応体制の整備
 - その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置
- 同法第5条（早期発見・協力義務）
- 同法第21条（通報義務）

早期発見・早期対応の観点から、「従事者から虐待を受けたと思われる高齢者」を発見した者からの通報を妨げない（事業所内の調査後の区市町村への「報告」では、通報による区市町村の対応を遅滞させる恐れがある）



予防の概念と高齢者虐待防止法



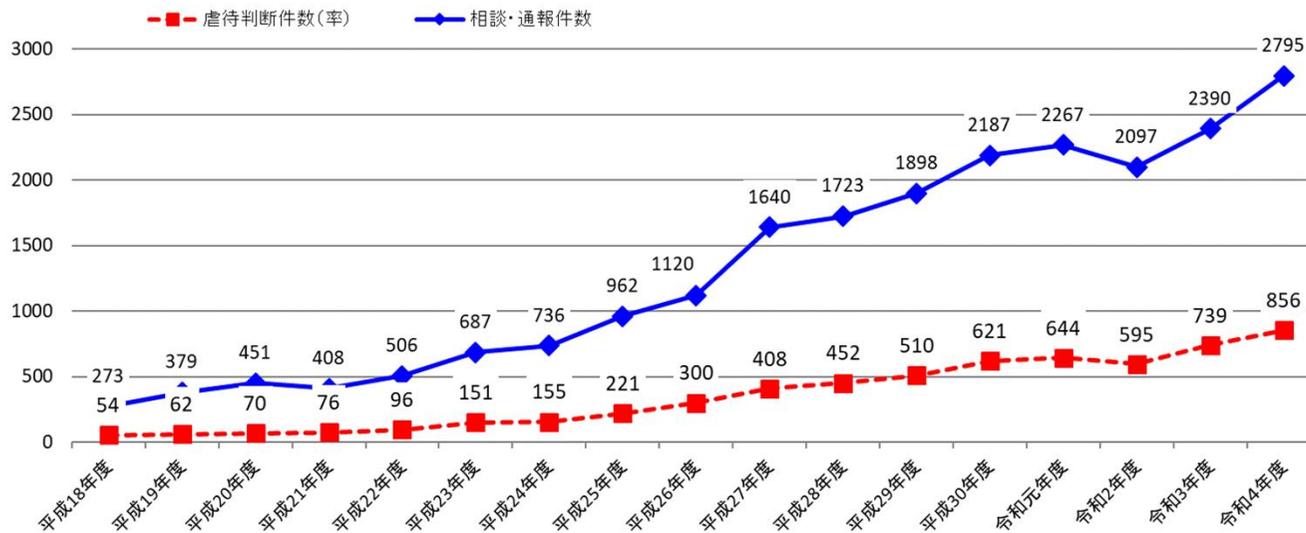
第16回日本高齢者虐待防止学会蒲田大会 分科会1「施設における虐待予防のためのリスクマネジメント」座長吉川悠貴氏作成資料より抜粋



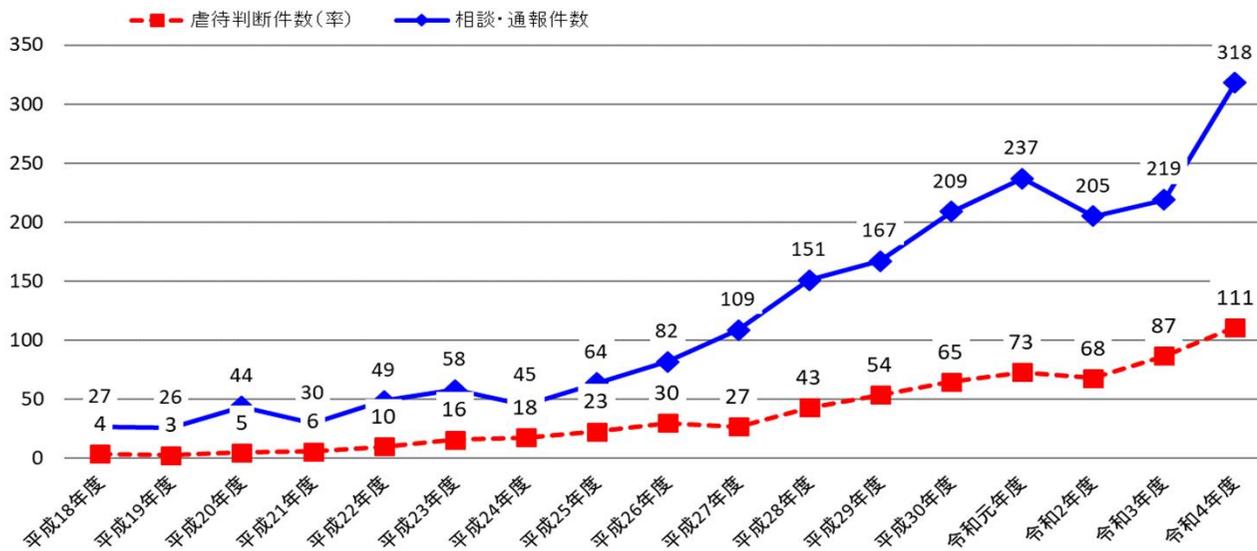
養介護施設従事者等による高齢者虐待の実態

全国

(出典:厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」報告書(令和6年3月))



東京都



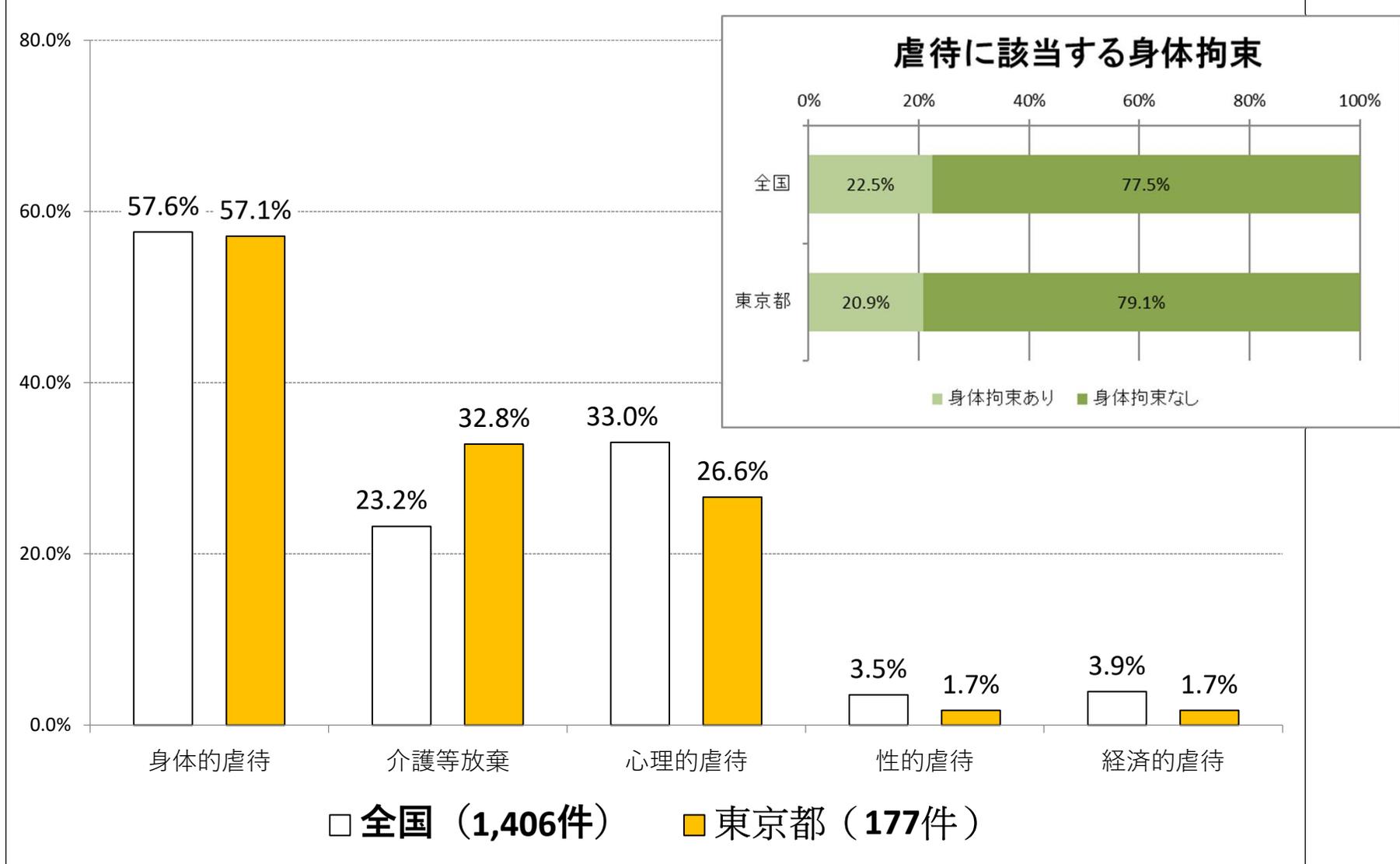
市町村が事実確認を行った事例のうち、「判断に至らなかった」事例は全国20.5%・東京都25.9%⇒高齢者虐待事案の潜在化

東京都における養介護施設従事者等虐待の状況(過去3年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者虐待が認められた件数	68件	87件	111件
施設・事業所の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 20件 ・(介護付き)有料老人ホーム 17件 ・認知症対応型共同生活介護 14件 ・訪問介護等 5件 ・介護老人保健施設 3件 ・通所介護等 3件 ・(住宅型)有料老人ホーム 2件 ・短期入所生活介護 1件 ・小規模多機能型居宅介護等 1件 ・軽費老人ホーム 1件 ・居宅介護支援等 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 30件 ・(介護付き)有料老人ホーム 22件 ・認知症対応型共同生活介護 9件 ・(住宅型)有料老人ホーム 4件 ・短期入所生活介護 4件 ・居宅介護支援等 4件 ・訪問介護等 3件 ・通所介護等 3件 ・小規模多機能型居宅介護等 2件 ・軽費老人ホーム 2件 ・介護老人保健施設 1件 ・その他 3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 43件 ・(介護付き)有料老人ホーム 25件 ・介護老人保健施設 14件 ・認知症対応型共同生活介護 12件 ・短期入所施設 4件 ・訪問介護等 4件 ・通所介護等 3件 ・(住宅型)有料老人ホーム 3件 ・小規模多機能型居宅介護等 1件 ・その他 2件
虐待の種別類型※1	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 55件 ・介護等放棄 17件 ・心理的虐待 38件 ・経済的虐待 3件 ・性的虐待 5件 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 70件 ・介護等放棄 21件 ・心理的虐待 53件 ・経済的虐待 7件 ・性的虐待 0件 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 101件 ・介護等放棄 58件 ・心理的虐待 47件 ・経済的虐待 3件 ・性的虐待 3件

「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条に基づく、東京都における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表」を基に作成 ※1施設において複数の被虐待高齢者がいる場合、虐待の種別も異なる事例もあり、施設数と一致しない

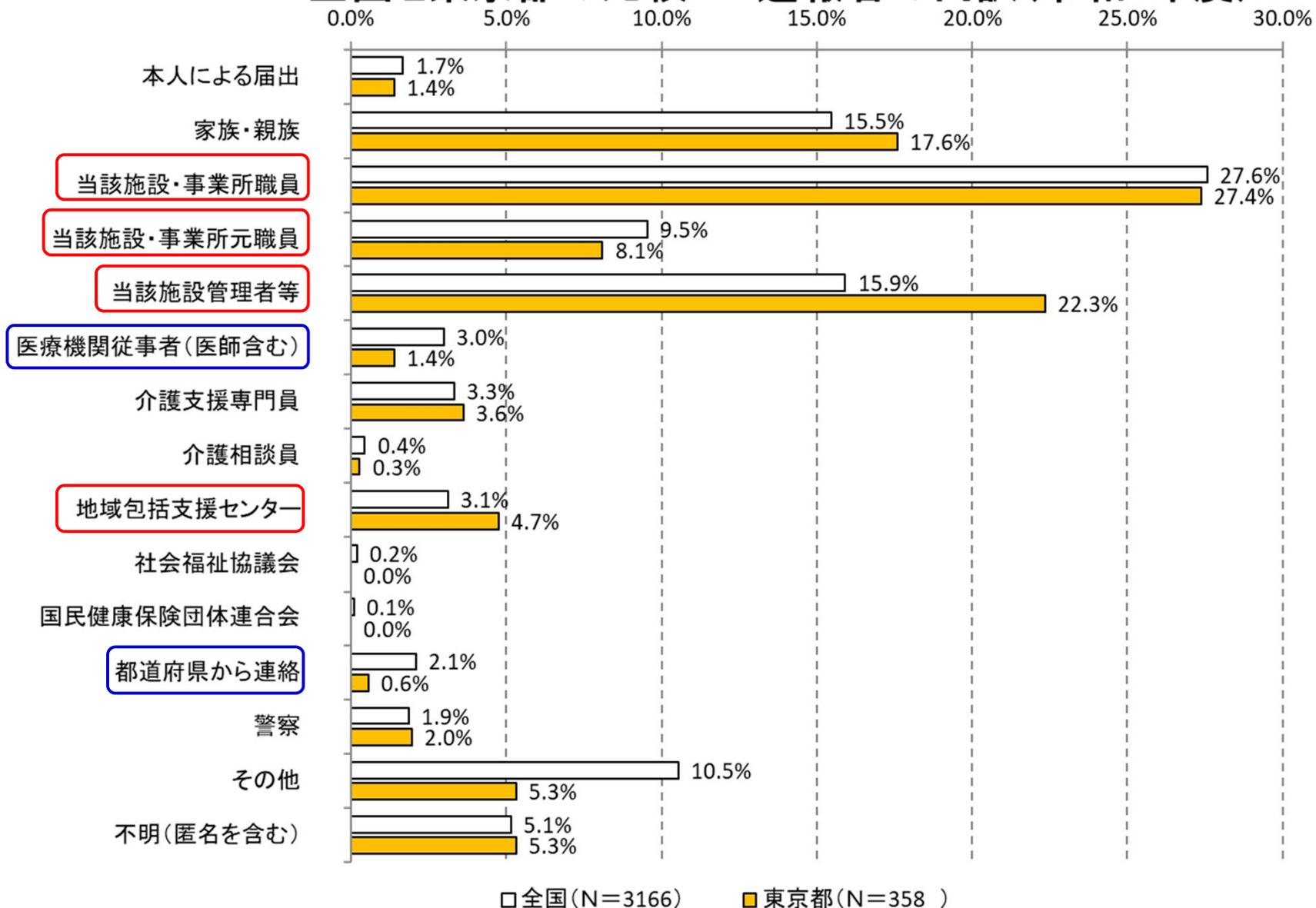
《全国と東京都の比較》 虐待種別の内訳（令和4年度）



(R4年度厚生労働省「調査結果」及び東京都発表「調査結果」より東京都高齢者・障害者権利擁護支援センターにて再構成)



《全国と東京都の比較》 通報者の内訳(令和4年度)

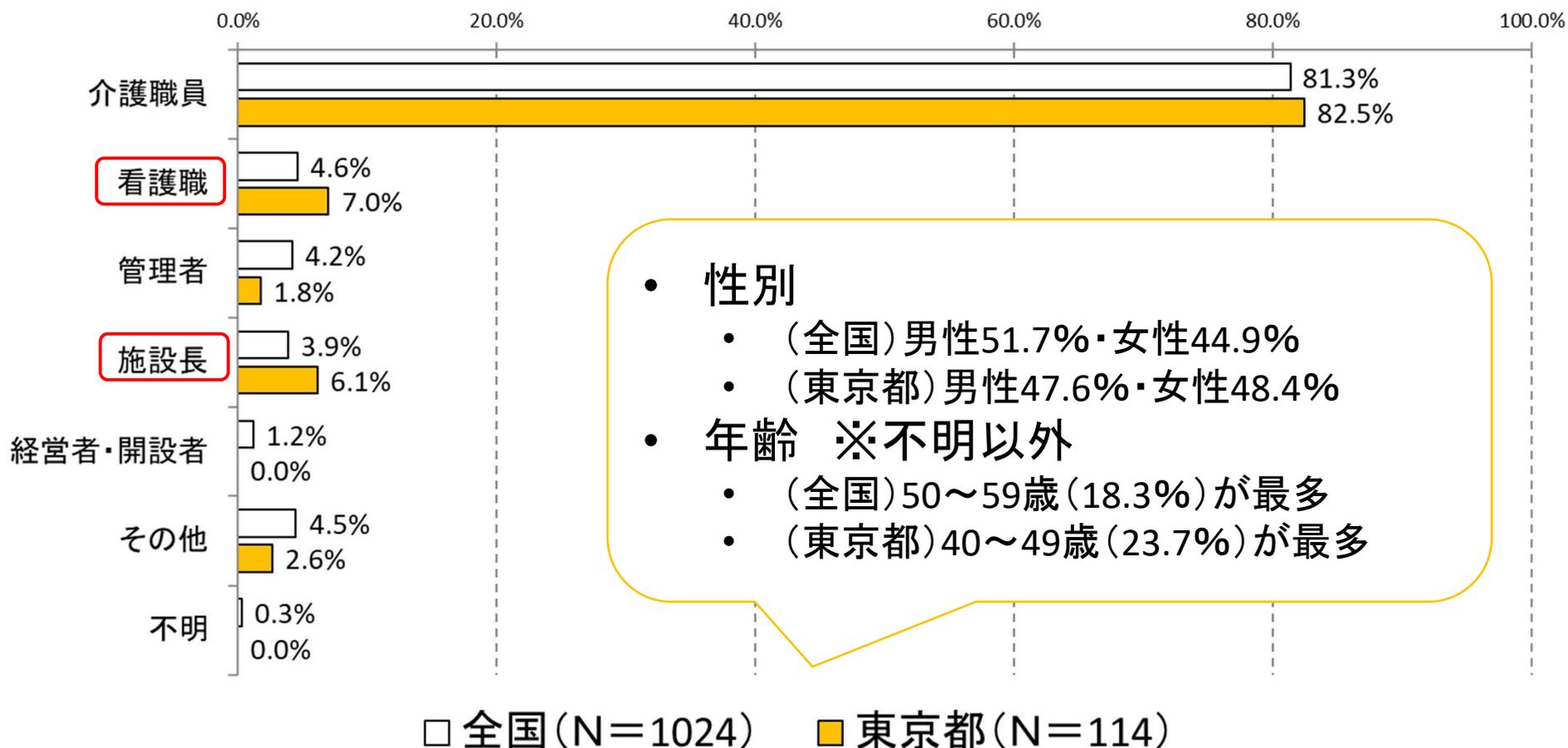


(R4年度厚生労働省「調査結果」及び東京都発表「調査結果」より東京都高齢者・障害者権利擁護支援センターにて再構成)



虐待者の属性

《全国と東京都の比較》 虐待者の職名または職種（令和4年度）

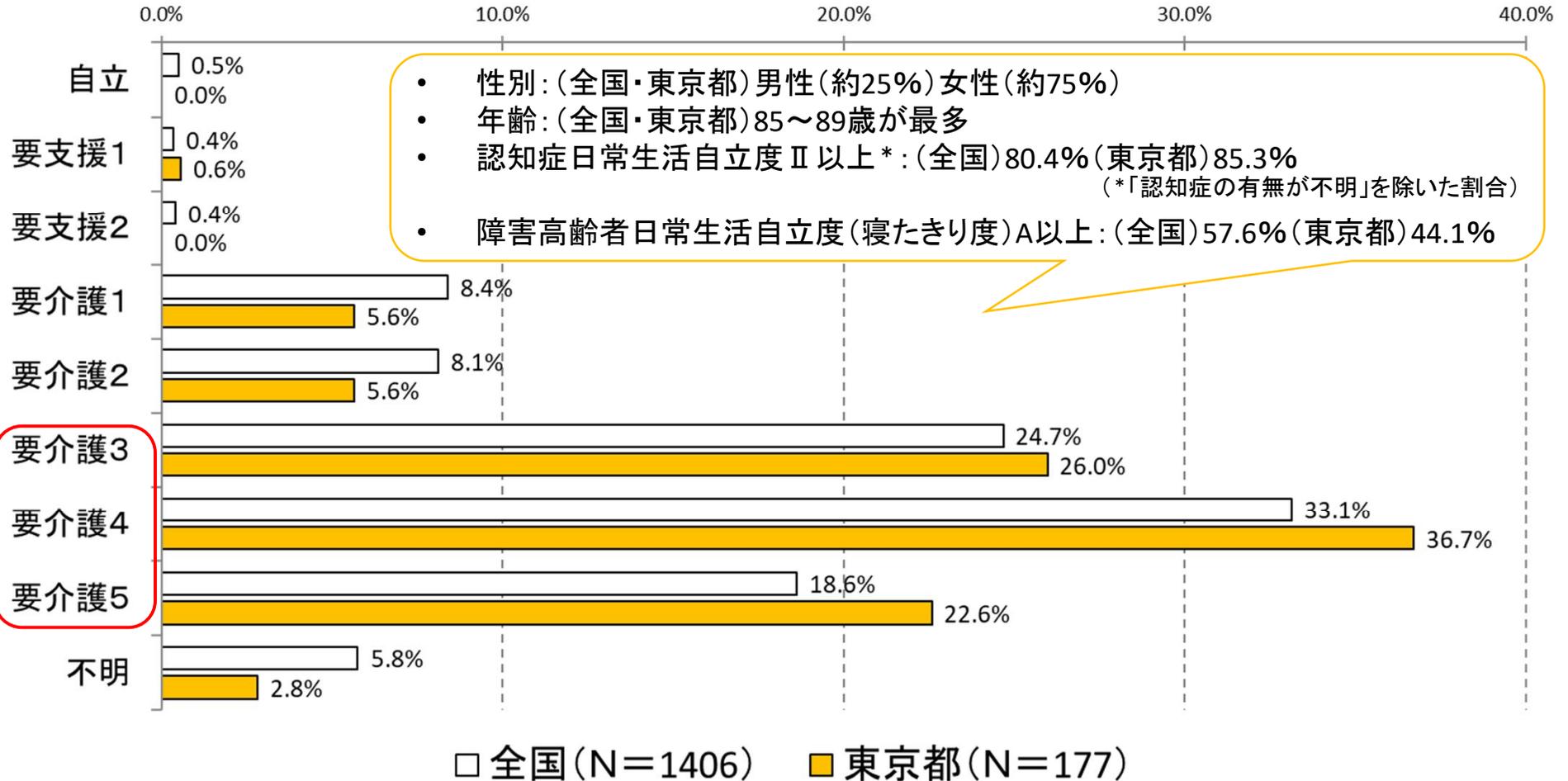


(令和4年度厚生労働省「調査結果」及び東京都発表「調査結果」より東京都高齢者・障害者権利擁護支援センターにて再構成)



被虐待高齢者の属性

《全国と東京都の比較》 被虐待高齢者の要介護状態区分(令和4年度)



(令和4年度厚生労働省「調査結果」及び東京都発表「調査結果」より高齢者権利擁護支援センターにて再構成)



「虐待の発生要因」(全国・概要)

組織運営上の課題	%
職員の 指導管理体制 が不十分	62.4
虐待防止 や 身体拘束廃止 に向けた 取組が不十分	57.9
チームケア体制・連携体制 が不十分	54.6
職員研修の機会 や 体制 が不十分	49.8
職員が 相談できる体制 が不十分	48.1
運営法人(経営層)の課題	%
経営層の現場の実態の理解 不足	44.9
経営層の虐待や身体拘束に関する 知識不足	32.1
業務環境変化への対応取組が不十分	31.0

「虐待の発生要因」(全国・概要)

虐待を行った職員の課題	%
職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する 知識・意識の不足	80.4
職員の倫理観・理念の欠如	66.9
職員のストレス・感情コントロール	66.2
職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	65.8
職員の性格や資質の問題	63.1

法人・組織としての課題と職員の課題が繋がっており、法人・組織として取り組むことにより改善される課題がある

虐待が発生した施設・事業所の取組

管理者の虐待防止に関する意識向上は必要不可欠

図表 2-Ⅱ-2-39 虐待が発生した施設・事業所の取組

	施設・事業 所数	管理者の虐待防止に関 する研修受講あり		職員に対する虐待防止 に関する研修実施あり		虐待防止委員会の設置 あり	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	274	156	56.9%	237	86.5%	208	75.9%
介護老人保健施設	90	40	44.4%	75	83.3%	64	71.1%
介護医療院・介護療養型医療施設	5	1	20.0%	5	100.0%	5	100.0%
認知症対応型共同生活介護	102	48	47.1%	78	76.5%	44	43.1%
(住宅型)有料老人ホーム	112	40	35.7%	56	50.0%	23	20.5%
(介護付き)有料老人ホーム	109	54	49.5%	86	78.9%	66	60.6%
小規模多機能型居宅介護等	20	11	55.0%	16	80.0%	14	70.0%
軽費老人ホーム	4	2	50.0%	3	75.0%	2	50.0%
養護老人ホーム	14	6	42.9%	10	71.4%	9	64.3%
短期入所施設	38	18	47.4%	31	81.6%	19	50.0%
訪問介護等	30	9	30.0%	17	56.7%	4	13.3%
通所介護等	32	13	40.6%	19	59.4%	9	28.1%
居宅介護支援等	6	2	33.3%	2	33.3%	0	0.0%
その他	20	9	45.0%	8	40.0%	7	35.0%
計	856	409	47.8%	643	75.1%	474	55.4%

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)

(指定居宅サービスの事業の**一般原則**)

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。



令和3年度介護サービスの運営基準改正における虐待防止規定

運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

令和6年度介護報酬改定での主な改定事項①

○利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

- 高齢者虐待防止措置未実施減算：所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)
- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合(新設)
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

令和6年度介護報酬改定での主な改定事項②

○身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。【省令改正】

また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

- 運営基準に以下を規定
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 身体拘束廃止未実施減算: 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)
身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

令和6年度介護報酬改定での主な改定事項③

○身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

■ 運営基準に以下を規定

- ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動の制限をする行為を行ってはならないこと。
- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

運営基準における虐待防止の具体的内容(通知)

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25条)

例)第3 介護サービス 一訪問介護 3運営に関する基準

(19)運営規定

⑤虐待の防止のための措置に関する事項(居宅基準第29条第7号)

虐待の防止に係る、**組織内の体制**(責任者の選定、従事者への研修方法や研修計画等)や**虐待又は虐待が疑われる事案**(以下「虐待等」という。)が発生した場合の**対応方法等**を示す内容であること

(31)虐待の防止(居宅基準第37条の2)

虐待は、法の目的の一つである**高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重**に**深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く**、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等について、「高齢者虐待防止法」に規定されているところであり、その実効性を高め、**利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう**、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講ずるものとする。

虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応

虐待の防止等のために実施する事項についても規定

有料老人ホーム設置運営指導指針における「虐待の防止」

※令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し(令和5年4月1日施行)

◆虐待防止に関し、**委員会の定期的な実施、指針の整備、研修の実施、担当者の配置**について明記《指針9(13)イ～オ》

9(13) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、次の事項を実施すること。

ア (省略)

イ (省略)

9(13) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、次の事項を実施すること。

ア 高齢者虐待防止法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。

イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底
を図ること。

ウ 虐待の防止のための指針を整備すること。

エ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当
者を置くこと。

カ その他高齢者虐待防止法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

※9(13)イからオの規定は、令和6年3月31日までは努力義務とする。

※基準第37条の2

有料老人ホーム設置運営指導指針における「虐待の防止」

※令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し(令和6年7月1日施行)

◆虐待防止措置の担当者に関する要件等を明記《指針9(13)オ》

9(13) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、次の事項を実施すること。

ア～エ(省略)

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(なし)



9(13) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、次の事項を実施すること。

ア～エ(省略)

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に勤務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障が無いと考えられる者を選任すること。

老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令(老発1009第2号令和6年10月9日通知)

◆老人福祉法施行規則に規定する**有料老人ホームの設置者**が**都道府県知事に報告すべき事項**に、以下の事項を追加

- ・ 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況
- ・ 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況
- ・ 安全管理及び衛生管理のための取組の状況

◆介護保険法施行規則に規定する**介護サービス事業者**が**都道府県知事に報告すべき事項**のうち、全てのサービスにおいて報告すべき共通事項として、以下の事項を追加

- ・ 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況
- ・ 身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況



「虐待の防止」

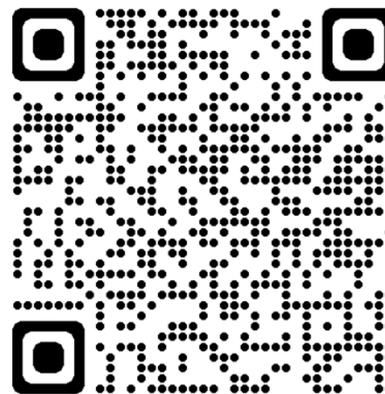
(体制整備の基本と参考例)



施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備

令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例

令和4年3月



https://www.dcnet.gr.jp/sendai_r4digestmovie/index.php

令和3年度老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費等補助金)介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業

社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>

養介護施設従事者等による高齢者虐待受付票付録一虐待類型(例)一覧		(第9版)	
身体的虐待	<p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p> <p>1. 暴力的行為(身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為であれば、身体的虐待と判断することができる)</p> <p>①平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。</p> <p>②ぶつかって転ばせる</p> <p>③刃物や器物で外傷を与える。</p> <p>④入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。</p> <p>⑤本人に向けて物を投げつけたりする。 など</p> <p>2. 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <p>⑥医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</p> <p>⑦介護がしやすいように、職員の前でベッド等へ抑えつける。</p> <p>⑧車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。</p> <p>⑨食事の際に、職員の前で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。</p> <p>⑩家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。</p> <p>⑪通所サービスの送迎時に、無理やり車両に降させる、身体を強く引っ張る。 など</p> <p>3. 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p> <p>⑫併倒しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑬転落しないように、ベッドや体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑭自分で降りられないように、ベッドを欄(サイドレール)で囲む。</p> <p>⑮点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑯点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑰車いすやベッドから降り落ちたり、立ち上がりしにくいように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑱立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑲脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)・ボディースーツを着せる。</p> <p>⑳他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>㉑行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>㉒自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 など</p>	<p>5. その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <p>⑮施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など</p> <p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p> <p>1. 威嚇的な発言、態度</p> <p>①怒鳴る、罵る。</p> <p>②「ここ(施設・居室)にいらねえよ」「遠い出さず」などと言いつける。 など</p> <p>2. 侮辱的な発言、態度</p> <p>③排せつ物の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</p> <p>④日常的にからかったり、「死ぬ」など侮辱的なことを言う。</p> <p>⑤排せつ物の際、「臭い」「汚い」などと言う。</p> <p>⑥子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など</p> <p>3. 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <p>⑦「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。</p> <p>⑧他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いつける。</p> <p>⑨話しかけ、ナースコール等を無視する。</p> <p>⑩高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</p> <p>⑪高齢者がしたくでもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など</p> <p>4. 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>⑫トイレを使用できるように、職員の前を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</p> <p>⑬自分で食事ができるのに、職員の前を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の介助をする。 など</p> <p>5. 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <p>⑭本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</p> <p>⑮理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。</p> <p>⑯園会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など</p> <p>6. その他</p> <p>⑰車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</p> <p>⑱自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</p> <p>⑲入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。</p> <p>⑳本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</p> <p>㉑浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など</p>	
	介護・世話の放棄・放任	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</p> <p>1. 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>①入浴しておらず臭臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</p> <p>②褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</p> <p>③おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</p> <p>④健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</p> <p>⑤健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。</p> <p>⑥室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など</p> <p>2. 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>⑦医療が必要な状況にもかかわらず、受診させないあるいは救急対応を行わない。</p> <p>⑧処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。</p> <p>⑨介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など</p> <p>3. 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>⑩ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</p> <p>⑪必要ながね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など</p> <p>4. 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <p>⑫他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手をしていない。</p> <p>⑬高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」と言い、その後の対応をしない。</p> <p>⑭必要なセンサーの電源を切る。 など</p>	<p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p> <p>1. 本人への性的な行為の強要又は性的差恥心を催すあらゆる形態の行為</p> <p>①性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</p> <p>②性的な話話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。</p> <p>③わいせつな映像や写真をみせる。</p> <p>④本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</p> <p>⑤排せつ物や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する。</p> <p>⑥人前で排せつ物をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など</p> <p>高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p> <p>1. 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭管理や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>①事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</p> <p>②金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。</p> <p>③立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</p> <p>④日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など</p> <p>【身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待】一該当類型に○</p> <p>出典)厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」令和5年3月 10-12頁より引用</p>

身体的虐待の具体例

①暴力的行為

②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せず高年齢者を乱暴に扱う行為

- 家族からの要望等で、高年齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。
- 通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。

③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

- 生命または身体を保護するため、「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は高年齢者虐待に該当する行為
など

＜出典：厚生労働省「市町村・都道府県における高年齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用＋令和2年度厚労省老人保健健康等増進事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究」（MS&ADインターリスク総研株式会社）成果物研修資料より引用＞



身体的虐待

「強引に引っ張り上げて車いすに乱暴に乗せる」

「口にガムテープを貼る」

「むせるほどに顔にシャワーをかける」

「ベッドへ投げ飛ばす」

「頭を小突く」

「拒否がある利用者に無理やり介助する」

「必要性の確認や説明・記録がない身体拘束」

「居室への閉じ込め」

厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和6年3月)p27～28より、行政担当者が判断した実際の虐待事案例を抜粋



介護・世話の放棄・放任の具体例(1)

- ①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
 - ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。
- ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>



介護・世話の放棄・放任の具体例(2)

- ④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
 - ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言いつつ、その後の対応をしない。
 - ・必要なセンサーの電源を切る。
- ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること
 - ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>



介護・世話の放棄・放任

- 「ナースコールを使えない状態にする」
- 「多量のパッドを使用し排泄介助や巡回の回数を減じる」
- 「ケアプランの期限切れ」
- 「処方薬を故意に服薬させない」
- 「便失禁後ズボンをはかせず放置」
- 「医療機関の受診支援を放棄」
- 「褥瘡の放置」

厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和6年3月)p27～28より、行政担当者が判断した実際の虐待事案例を抜粋



心理的虐待の具体例(1)

①威嚇的な発言、態度

- 怒鳴る、罵る。「追い出すぞ」などと言い脅す。 など

②侮辱的な発言、態度

- 老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。日常的にからかったり、「死ね」などの侮蔑的なことを言う。子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など

③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- 話しかけ、ナースコール等を無視する。 など

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>



心理的虐待の具体例(2)

④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- 本人ができるのに職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視した介護を行う。 など

⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- 本人の意思に反して外部との連絡・面談等を遮断する。など

⑥その他

- 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。
- 高齢者や持ち物に鈴の取付け、スピーチロック など

<出典：厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用＋令和2年度厚労省老人保健健康等増進事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究」（MS&ADインターリスク総研株式会社）成果物研修資料より引用>



心理的虐待

「『またトイレなの』『バカ』等の発言

「執拗なちょっかい・侮辱 等」

「ベッドを蹴り恐怖心を与える」

「利用者の存在を否定する発言」

「怒鳴る」

「威圧的な態度で指示命令」

「失禁を咎める」

「『早く家に帰れ』等の罵声」

厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和6年3月)p27～28より、行政担当者が判断した実際の虐待事案例を抜粋



性的虐待の具体例

本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の性的な行為

- 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- 性的な話を強要する(無理やり聞かせる、話させる)。
- わいせつな映像や写真を見せる。
- 本人を裸にする。またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。 など

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>



性的虐待

- 「居室で脱衣させタオルを掛けただけで浴室まで移動」
- 「卑猥な言葉を吹き込んだ音声を聞かせる」
- 「排泄介助時に過剰な接触」
- 「裸で長時間放置」
- 「周囲から見える環境でオムツ交換」
- 「利用者を裸にして身体を触る」
- 「自分の性器を触らせる」
- 「陰部や胸を触りキスする」

厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和6年3月)p27～28より、行政担当者が判断した実際の虐待事案例を抜粋



経済的虐待の具体例

本人の合意なしに又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）
- 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

<出典：厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>



経済的虐待のポイント

本人の合意の有無について

◇認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合がある

◇関係性や従属性から異議を言えず半ば強要されている場合等がある

<出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3より引用>



経済的虐待

「高齢者の自宅で財産の窃取」

「居室に入り現金を窃盗」

「サービス提供中に窃盗した通帳・キャッシュカードの高額使用」

「利用者の金銭の無断使用」

「預金から多額の金銭を引き出し」

厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和6年3月)p27～28より、行政担当者が判断した実際の虐待事案例を抜粋



虐待と身体拘束の関係

身体拘束に該当す行為か判断する上でのポイント
「本人の行動の自由を制限しているかどうか」

- ・「緊急やむを得ない場合」の**適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として虐待に該当する行為**として考えらえる
- ・身体的拘束等については、**運営基準に則って運用することが基本**
(厚生労働省マニュアルR5.3 p13より引用)
- ・大切なのは、**本人に向き合い、アセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織および本人・関係者等で協議し、身体拘束廃止・防止に向けた取り組みを定期的に見直し、改善していくこと**

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- 介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為を指す。
- 身体拘束ゼロへの手引きにあげられている11項目は、あくまでも例示であり、他にも該当する行為があることに注意。
- **身体拘束とは、「高齢者本人の行動の自由を制限」することである。**

- ① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

例外的に身体的拘束等を行う場合

1 例外的に行うことができる場合の要件規定のあるサービス種別

(介護予防) 短期入所生活介護	(介護予防) 短期入所療養介護
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
介護老人保健施設	介護療養型医療施設
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護医療院
訪問系サービス	通所系サービス
福祉用具貸与	特定福祉用具販売
居宅介護支援	

2 身体拘束例外的実施要件（「緊急やむを得ない場合」とは）

切迫性

利用者本人・他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

左記「3要件」がすべて満たされていること

+

適正な手続き

が極めて慎重に実施されていること

- 担当職員個人ではなく、組織・チーム等での**客観的な判断**（「サービス担当者会議」「身体拘束廃止委員会」）等で慎重かつ十分な手続き
- 本人や家族への**説明**（内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等できるだけ詳しい説明を行い理解を得ることが必要）
 - 「家族の希望」・「同意書」があれば、例外3要件が必要ないということはないので注意が必要
- 観察と再検討による**定期的再評価**（尊厳への配慮）⇒必要なくなれば、速やかに解除
- **記録**の義務付け（2年間保存）
 - 身体的拘束等に関して、その様態及び時間、その際の利用者（又は入所者）の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録

※例外的に実施する場合でも組織での検討・客観的な判断が求められる

参考)「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行)及び「より」運営指導マニュアル、厚労省マニュアルR5年3月



例外「3要件」は客観的に判断することが求められている

(参考:「身体拘束ゼロへの手引き」等)

切迫性

- 身体拘束を行うことにより、本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある
- 拘束により本当に本人は安全か？(例: 火事や地震の時に助けられるか)
- 拘束を行わなかった場合の本人の危険性は？

非代替性

- いかなる時でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある
- 拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない

一時性

- 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある
- 一日のうちでの一時性(24時間常時必要とされるものではない)

必ず「**解消**」することを検討し続ける
常に観察し、モニタリング時期を決め再検討し、要件に該当しなくなった場合には、直ちに解除すること

身体拘束が必要と考えてしまう背景（例）

☑	対応が困難な認知症状がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒リスクの高い立ち上がりや、ひとり歩きなどがあり、心配で目が離せない…
☑	対応が困難な利用者との関係がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の関わりや介護への拒否や抵抗がある…
☑	身体拘束についての情報提供や助言・指示を受けた	<p>「入院中もしていたから」「ちゃんと見るように」「絶対に転倒させないで」と言われてしまう</p>
☑	サービス等を利用できない（増やせない）事情がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的事情で介護サービス等が利用できない ・ 人手不足がある…
☑	身体拘束への肯定的意識がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大変なんだから、これくらい許される」 ・ 「本人のため、安全のため、これくらいはしょうがない」…

（参考：「身体拘束ゼロへの手引き」等）



身体拘束を必要としない状態を目指すために

必要に応じて、**専門家・専門職への相談・助言**を検討する

支援者が困っている
本人の反応・行動を
観察・記録・分析

いつから？
どのように？
どのような場面で？
きっかけは？

本人の反応や行動の
原因を探る

- **本人の心身の状況**の把握（**医学的情報**も含む）
- **生活環境の状況**把握（人的・物理的な変化はないか？）
- **本人の思い**の確認（なぜ、このような反応・行動をとるのか？）

本人の思いに応えられるようなケアの提供

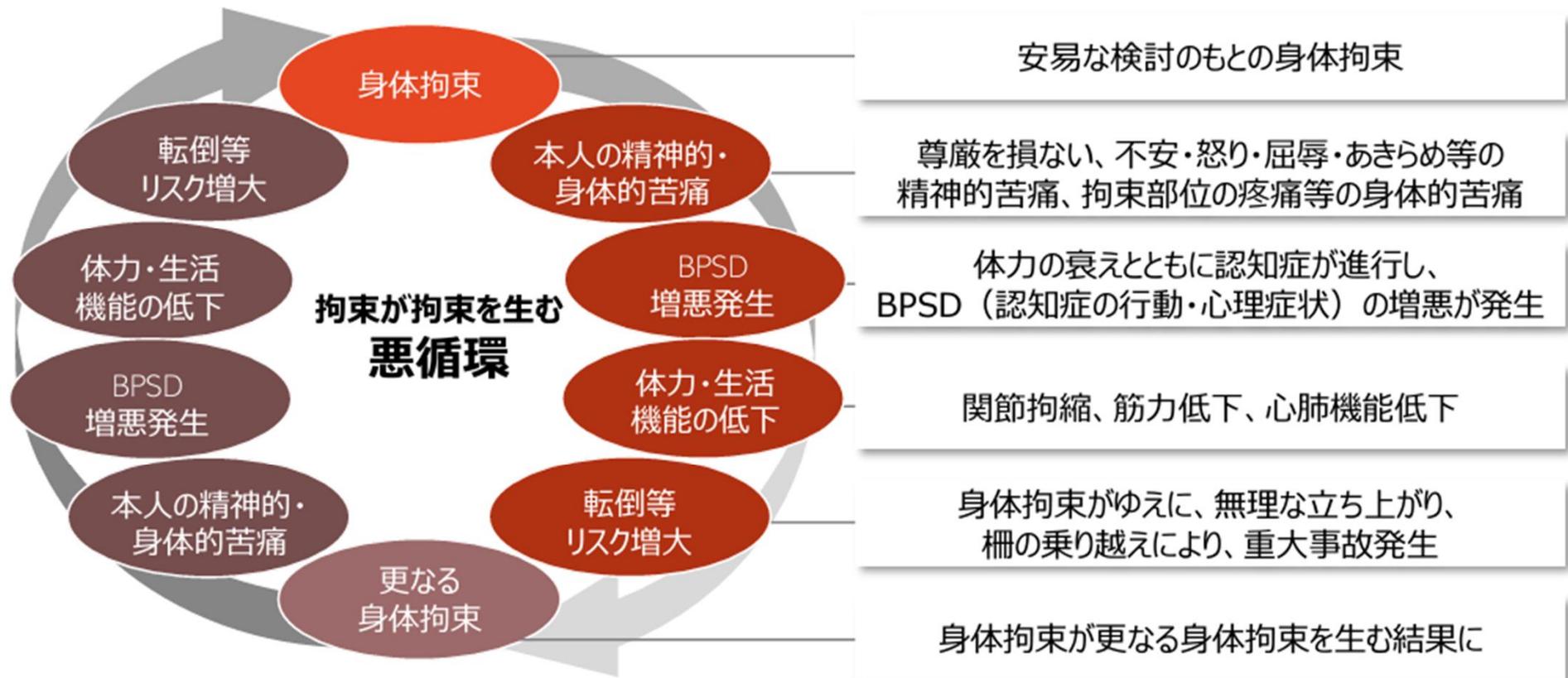
- 支援者が困っている本人の反応・行動の**原因を取り除く**

「本人の思いの確認」(反応・行動の原因例)

- ・職員の行為や言葉かけが**不適當**か、またはその**意味が理解できていない**のでは？
- ・自分の**意思にそぐわない**と感じているのでは？
- ・**不安**や**孤独**を感じているのでは？
- ・**不快**や**苦痛**を感じているのでは？
- ・身の**危険**を感じているのでは？
- ・何らかの**意思表示**をしようとしているのでは？ など

拘束が拘束を生む「悪循環」

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となっ
てしまい、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果
にもつながりかねない。身体拘束の廃止は、この「悪循環」を、高齢者の自立促進を図
る「よい循環」に変えることを意味しているのである。



「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」より（令和6年3月、株式会社日本総合研究所）

身体拘束がもたらす多くの弊害

身体的障害	<p>身体拘束は、まず次のような身体的弊害をもたらす。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 関節拘縮、筋力低下、四肢の廃用症候群といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生等の外的弊害(2) 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の内的弊害(3) 拘束から逃れるために転倒や転落事故、窒息等の大事故を発生させる危険性
精神的弊害	<p>身体拘束は精神的にも大きな弊害をもたらす。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 本人は縛られる理由も分からず、人間としての尊厳を侵害(2) 不安、怒り、屈辱、あきらめ等の精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発(3) 拘束されている本人の姿を見た家族に与える精神的苦痛、混乱、罪悪感や後悔
社会的障害	<p>こうした身体拘束の弊害は、社会的にも大きな問題を含んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 看護・介護職員自身の士気の低下(2) 施設・事業所に対する社会的な不信、偏見を引き起こす(3) 身体拘束による本人の心身機能の低下は、その人の QOL を低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす

不適切な扱い、不適切ケアから虐待をとらえる

- 高齢者虐待防止法では、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えたうえで、高齢者虐待防止法の対象を規定したものということが出来ます。

厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3 p.5より引用

■**権利擁護としての虐待対応**は、**虐待が疑われる状態(不適切ケア)**、あるいは既に虐待を受けている高齢者及びその世帯に早期に関わることで虐待(疑念)を発見し、迅速かつ適切な対応を行うことで、虐待(疑念)の悪化・長期化を防ぎ、二度と虐待(疑念)を起こさないよう、**虐待(疑念)の再発防止・未然防止策につなげていくこと**である。

「令和6年度養護者による高齢者虐待対応研修(基礎研修)講義1-1(厚生労働省高齢者虐待防止対策専門官乙幡講師資料)より引用」



「不適切なケア」は、どのようなことをイメージしますか？

・ある事例…

食事の時間になり、自分の席に座ったAさん。

Aさん：「私のお膳はまだかしら？」

職員：「Aさんは、ちょっと待っててくださいね」と言いながら、Aさんに目を向けず、他の人の分の配膳を続けています。

Aさん：（少し待ってから、もう一度）「まだかしら…」

職員：「もう少し待っててくださいね」

Aさん：（さらに、少しして）「ねえ、私のは…」（と言いかけたところで）

職員：「さっきも言いましたよね、待っててくださいって！」

心理的虐待??

「不適切ケア」「虐待」にしないためには・・・(考え方例)

Aさん：「私のお膳はまだかしら？」

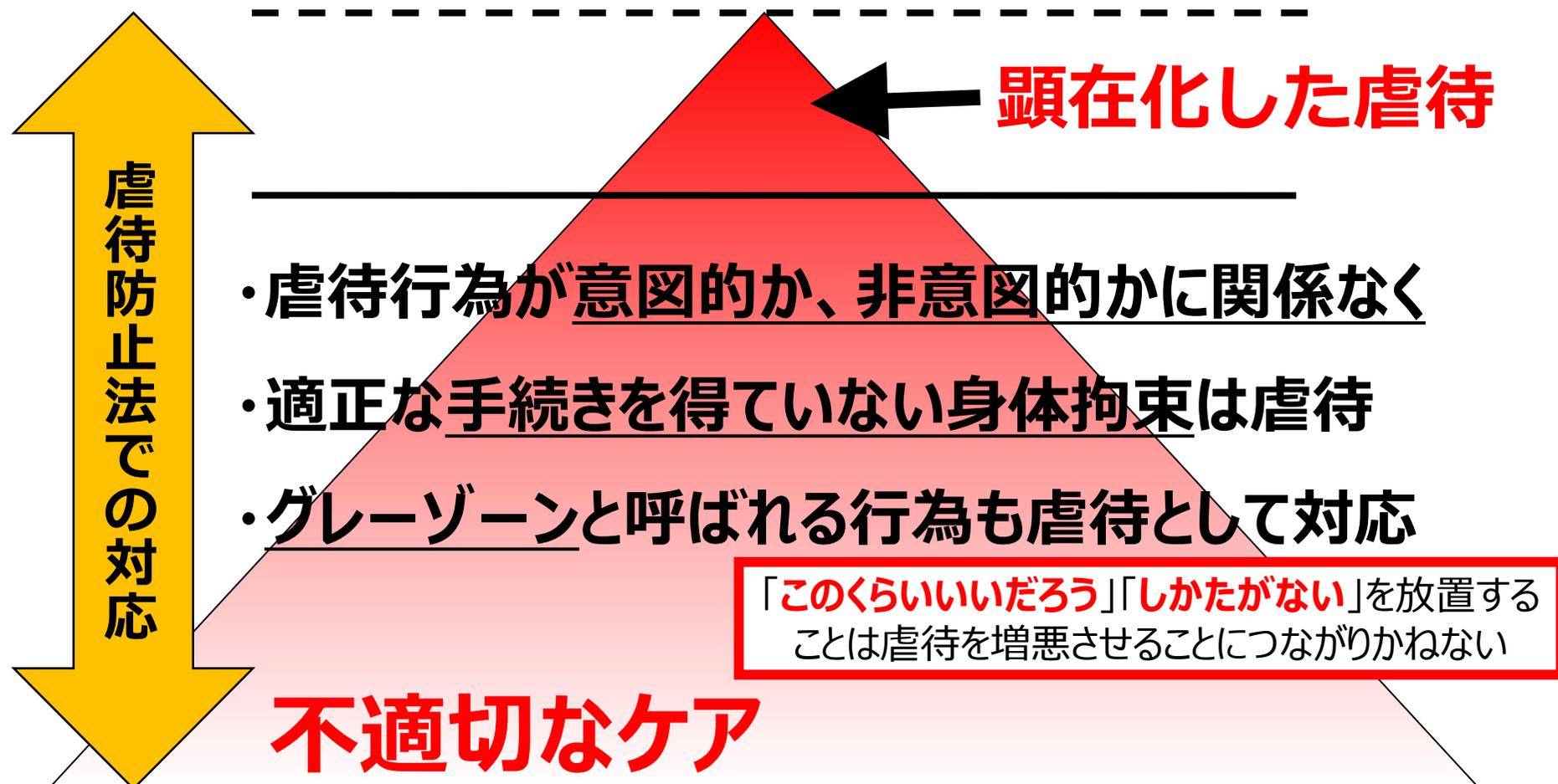
職員：「お食事にお時間がかかる方から配膳させていただいているん

Aさんの表情や反応をみながら、Aさんに理解してもらえるように、理由を説明する対応

記憶障害等により、毎回同じやり取りになる場合等は、安心してもらえるように配膳の順番を先にする等、優先順位を「効率的」ではなく、利用者の状況に応じて検討しておくことが大切

職員：「ありがとうございます！」

「不適切なケア」を放置せず 虐待の防止に取り組む



(柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

これって虐待になるのかな？と思ったら

- **目的**・・・ケアの目的に着目
 - 「本人のため」と言いながら、自分たちの効率や都合、家族等の要望を優先していないか？→本人はどう感じているか？
- **評価**・・・そのケアによって生じている事態に着目
 - 当初の目的どおりの効果が得られているのか？
 - 本人の生きる意欲を奪っていないか？
 - ※**チームによる検証・説明**ができるか
 - ケアプラン等への位置づけ
- **自己決定権の尊重(意思決定支援)**
 - 適切な環境整備と情報提供があるか？
 - 安心した環境で、選択肢を知っていなければ、選べない
 - 選択することによる効果もリスクも情報提供



虐待事案への対応

- 虐待の判断 = 公示ではないが、自治体による「改善命令」等の行政処分が出されると公示される
- 虐待の判断 + 行政による処分(法令違反)
 - 「虐待は人格尊重義務違反」⇒行政処分(違反の内容から指定取消や指定の全部又は一部効力停止の対象になることも)
 - 通報義務違反(法第21条違反)や高齢者虐待防止法措置違反(法第20条違反)による行政処分 など

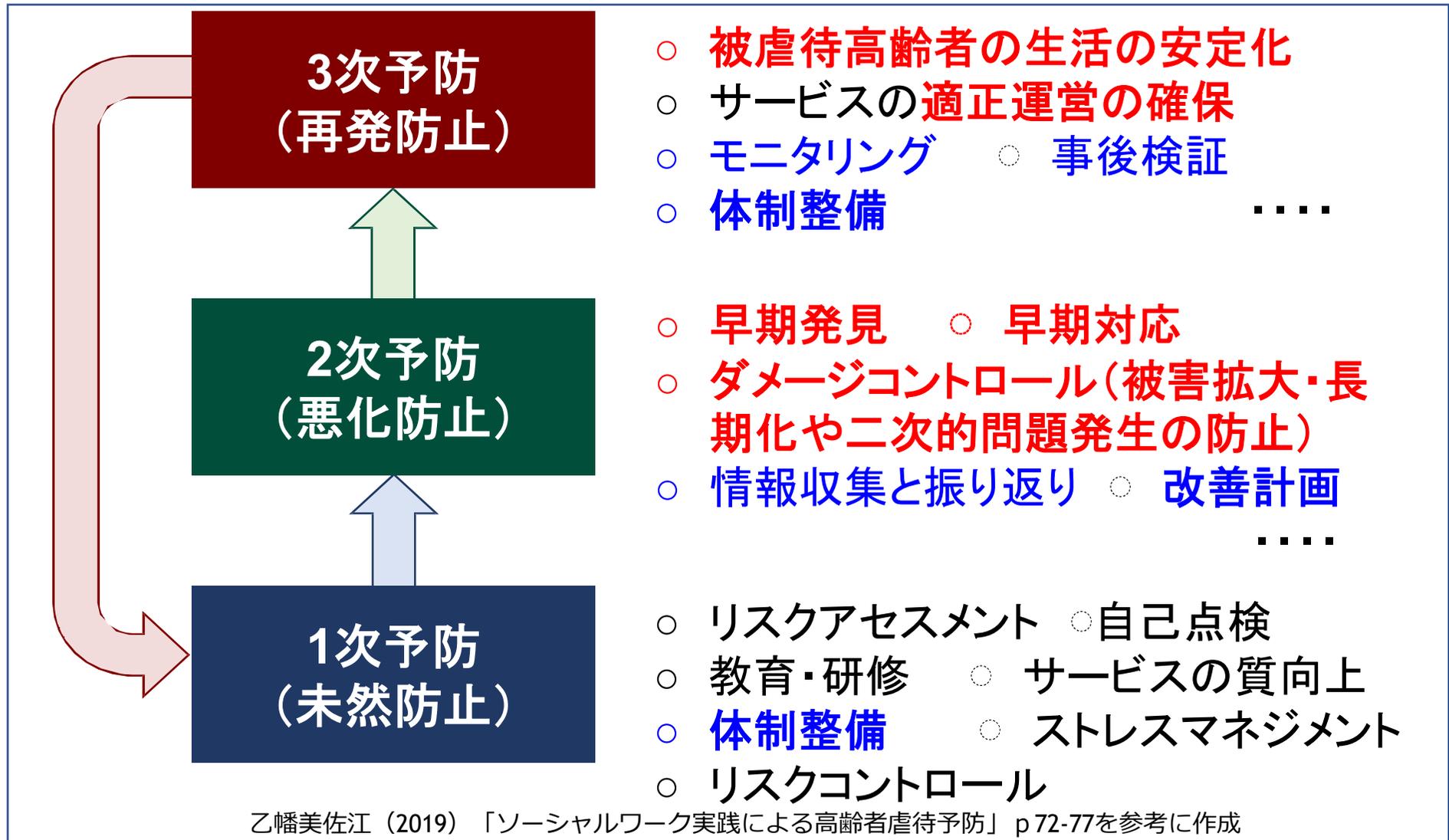
図表 2-II-3-2 都道府県又は市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使(複数回答)

都道府県又は市町村による 介護保険法の規定による権限の行使 (複数回答)	報告徴収、質問、立入検査	213 件
	改善勧告	78 件
	改善勧告に従わない場合の公表	0 件
	改善命令	3 件
	指定の効力停止	12 件
	指定の取消	1 件

※令和4年度より前の年度に虐待の事実を認めた事例における、令和4年度より前の年度に行われた対応分を除く。



(参考) 予防の概念と虐待防止



乙幡美佐江 (2019) 「ソーシャルワーク実践による高齢者虐待予防」 p72-77を参考に作成

第16回日本高齢者虐待防止学会蒲田大会 分科会1「施設における虐待予防のためのリスクマネジメント」座長吉川悠貴氏作成資料より抜粋



人権と権利

- 人権

「**全ての人が生まれながらに平等に有しているもの**」国家等により侵されない

- **自由権**…精神的自由、人身の自由、経済の自由など数多くの自由権を日本国憲法で保障
- **社会権**…法律等による権利の保障(生存権など)

憲法第13条 **幸福追求権**

「すべて国民は、**個人として尊重**される。**生命、自由及び幸福追求**に対する国民の権利については、**公共の福祉**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」



「尊厳が保持される生活」や「自立生活」の実現

- 自己選択・自己決定の権利など自分の権利を自由に行
使して生きていけること
- たとえ、要介護状態等となっても、自分の考えを自由に
表出し、適切な支援を受けながら(活用しながら)自分
の意思で、自分の生活を組み立てていけること
(人生を主体的に自ら生きていけること)

エンパワメント・意思決定支援

我々の使命 = 利用者の権利擁護



権利擁護としての支援の視点の見直し

- 自分の**価値観と幸福感**に従って、「**自分で選び、自分で決める**」
- 「自分の人生を**自分らしく生きる**こと」の重要性



個人の尊厳が最大限に尊重された状態
自己決定権が最大限に行使できる状態

- 「あなたのためだから」と、一方的に**他者家族や専門職等が「勝手に決めてあげる」**ことで侵害されてきた人権はなかったか？

- 参考)パターナリズム

意思決定支援が重要！

- **コンプライアンスとリスクも考えながら、**
本人側で決められることへの援助が必要



意思決定支援の基本原則

本人中心主義
(PERSON CENTRED)
意思決定の中心には
必ず本人がいる

① 本人の意思の尊重

◎ 自己決定を尊重

◎ 本人の表明した意思（意向や選好）の確認・尊重から始まる

② 本人の意思決定能力への配慮

・ 意思決定能力を有することを前提に支援する

・ 本人の保たれている認知能力等を向上させるサポート・働きかけを行う

③ チームによる早期からの継続的支援

（いけだ権利擁護支援ネット 池田恵利子氏作成資料を引用）

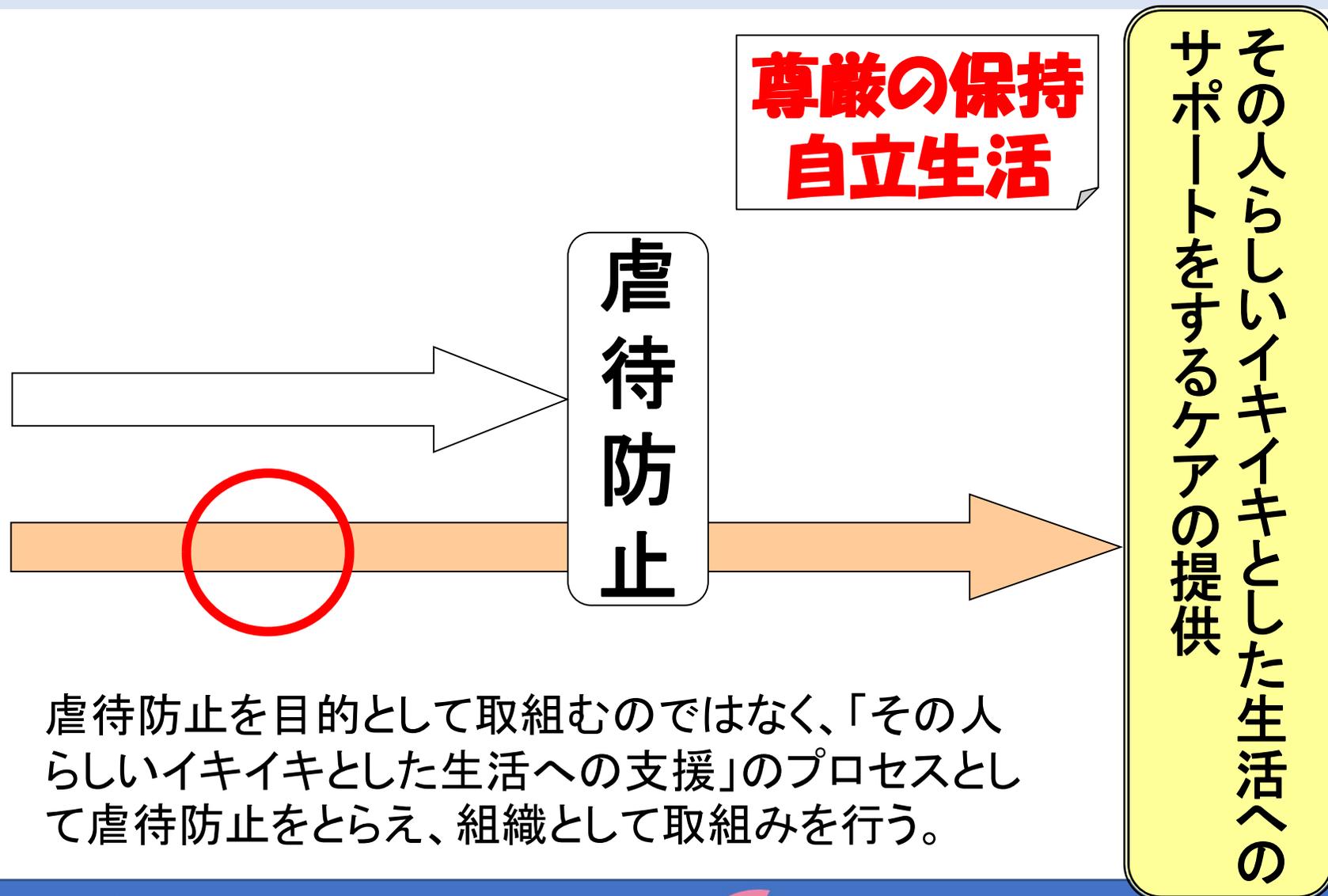


意思決定に関する各種ガイドライン

前提：理念として自己決定権の保障・本人中心主義

策定年	ガイドラインタイトル	発行
H29.3	「 障害福祉サービスの利用 等にあたっての意思決定支援ガイドライン」	厚生労働省社会・援護局
H19 (H30.3改訂)	「人生の最終段階における 医療・ケアの決定プロセス に関するガイドライン」	厚生労働省
H30.6	「 認知症の人 の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」	厚生労働省
R1.5	「 身寄りがない人の入院及び医療 にかかる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」	「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班
R2.10.30	「意思決定支援を踏まえた 後見事務 のガイドライン」	意思決定支援ワーキング・グループ※ ※最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会）

福祉の現場、サービス提供の現場は、 人間の尊厳や人権の最前線



虐待防止を目的として取り組むのではなく、「その人らしいイキイキとした生活への支援」のプロセスとして虐待防止をとらえ、組織として取り組みを行う。

(参考) 高齢者虐待防止 に役立つ情報提供

*公表されている活用可能なツール等のご紹介

身体拘束廃止・防止関連手引き

介護施設・事業所等で働く人々への 身体拘束廃止・防止の手引き 令和6年3月

令和5年度老人保健健康増進等事業 介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業

株式会社 日本総合研究所

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

身体拘束ゼロの実践に向けて 介護施設・事業所における取組手引き 2024年3月

2023年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

公益社団法人 全日本病院協会

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248433.pdf>

内部研修（例）

個人学習（10分程度×18のコンテンツによるオンデマンド）＋グループワークによる学習

（学習教材＋虐待防止担当者用資料）

<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

・【2020年】をご覧ください

～介護施設・事業所における虐待防止研修～
プログラムの使い方

次のスライドに
プログラム例あり



～介護施設・事業所における虐待防止研修～
プログラムの使い方

令和2年度 厚労省老人保健健康等増進事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究」（MS&ADインターリスク総研株式会社）¹

介護施設における虐待防止研修プログラム例

特徴

令和2年度老健事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」より

- ・1科目(全12科目)5分～12分程度の短編動画をダウンロードし、業務の合間など、都合の良い時間に学習することができる。
- ・職員個々の学習状況を確認テストにより管理することが可能。
- ・短編動画を視聴後、グループワークを実施することで、研修内容を掘り下げ、行動変容につなげることを目指している

<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

短編動画

	主な科目	主な研修内容
1	虐待とは？	高齢者の権利擁護、虐待の定義・捉え方、虐待の発生要因、背景要因等
2・3	高齢者虐待防止法	法の目的・特徴、早期発見と通報義務、通報後の市町村と都道府県等の対応等
4～9	高齢者虐待の類型	身体的虐待(例;医療職・介護職などによる下剤や睡眠薬の過剰投与、センサー使用による身体拘束)、心理的虐待(例;鈴の取付け)、放棄・放任、性的虐待、経済的虐待の具体例
10	施設等による虐待防止対策	事業者の責務、運営基準、防止対策の具体等
11	身体拘束	緊急やむを得ない場合の3要件、具体例等
12	ストレスケア	ストレスのしくみ、対処法、怒りのコントロール、自己診断チェックリストなど

グループワーク

- ・短編動画で受講した事例を使い、演習を行う。
- ・事例から気になる言動について話し合い、高齢者と職員の気持ち、背景、対応方法を考え、「個人」「チーム」「組織」で虐待防止を実現する方法を考える。

内部研修(例)

(公財) 東京都福祉保健財団作成 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止普及啓発小冊子

「その人らしさ」
を大切にしたケア
を目指して

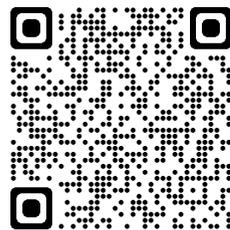


<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/>



内部研修(例)

(公財) 東京都福祉保健財団作成
「虐待の芽チェック
リスト」(各種)



- 自己点検
- 課題抽出(把握) ⇒ 分析
⇒ 研修等取組みの計画 ⇒ 実施 ⇒ モニタリング・評価
⇒ フィードバック ⇒ ...
(定期的に実施)

虐待の芽チェックリスト(相談援助職等) (介護支援専門員等)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
防ではまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

課題	番号	チェック項目	チェック欄(○)	
心理的 (※高齢者の認知症の兆候をモニタリングして)	1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	2	利用者に対して、居宅サービス計画等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ!」など:スピーチロック等)で接していませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	4	利用者への声掛けや了解なしに体に触れたり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関で話題にしたり、明確な目的がなく個人情報を取り扱ったりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	6	利用者に対して会話を拒否するように「ちょっと待って」「また今度」等を繰り返すなどの対応をしていますか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	7	利用者に対して意思・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	8	利用者の意向や意見、訴えに対して、不当に無視や否定的な態度をとったりしていませんか? (「どうせ言ってもわからない」等決めつけてしまうことも含む)	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	9	利用者の理解や同意を得ないままに、利用者の意向を聴かず家族の意向を優先したり、支援者が良かれと思った介護サービス等の利用を押しつけたりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
	10	利用者や利用者の家族の言動を、ふざけるなどしてあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
身体的	11	利用者の行動を制限するような「つなぎ服」や「ミトンの手袋」、「中から開かないように外から扉を閉める」など、身体拘束と意識せずに(又は意識していても)提案や決定(見過ごすことも含む)していませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
経済	12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をいませんか? (同意なく利用者の金銭の預かりや管理、制限することも含む)	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
放任	13	家族や知人、関係者等が行っている不適切ケアについて、管理者や地域包括支援センター等に連絡・相談せず、そのままにいませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
通報義務	14	利用者やその家族の状態や支援体制に課題があると感じて、保護者や地域包括支援センター等に連絡や相談をせず、そのままにいませんか?	している	していない (自分以外の人で) 該当する人がいる
職場環境	15	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか?	している	良好 (自分以外の人で) 該当する人がいる

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者虐待相談支援センター作成 (2021)

★無記名で定期的(家庭・回収(年数回))し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組みることにより虐待防止につながります。また、虐待と思われることがあった場合は市町村へ通報義務があります。
管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。
参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者施設福祉部生活相談員研修委員会 平成 19 年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成
「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人赤心会介護老人福祉施設いずみえん作成「虐待の芽チェックリスト」
作成協力) NPO 法人東京都介護支援専門員研究協議会 -7-



意思決定支援について

意思決定支援の基本的考え方が動画で学べます

[意思決定支援について総合的に学ぼう | 成年後見はやわかり](https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/>



意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」動画

【所要時間：34分】

<https://guardianship.mhlw.go.jp/movie/c358/>

資料は 意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」～[2.2MB]をご覧ください。



[ishiketteishien_program2_230608](#)

参考資料・参考文献

- 厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』令和5年3月
- 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のための高齢者虐待防止 教育システム」,2009
- 認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」,2008
- 東京都『高齢者虐待防止に向けた体制構築のために ―東京都高齢者虐待対応マニュアル―』平成18年3月
- (社)日本社会福祉士会編『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き』平成24年3月
- 厚生労働省『身体拘束ゼロへの手引き』平成13年3月
- 厚生労働省老健局「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和5年3月)
- 公益財団法人東京都福祉保健財団平成27年度高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業「高齢者虐待防止事例分析検討委員会報告書(養介護施設従事者等による高齢者虐待防止)」平成28年3月
- 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室「介護保険施設等運営指導マニュアル」令和4年3月
- 株式会社 日本総合研究所「介護施設・事業所等で働く人々への身体拘束廃止・防止の手引き」令和6年3月
- 公益社団法人 全日本病院協会「身体拘束ゼロの実践に向けて介護施設・事業所における取組手引き」
2024年3月